



家畜衛生だより

令和2年度第8号（緬山羊） 令和2年9月発行

南部家畜防疫協議会
（公社）千葉県畜産協会
千葉県南部家畜保健衛生所
〒296-0033 鴨川市八色52
電話 04(7092)2304
FAX 04(7092)1434

飼養衛生管理基準の改正について

令和2年6月30日に飼養衛生管理基準の改正が公布され、一部の項目を除き、令和2年10月1日から施行されます。

<主な改正項目>

令和2年10月1日施行

★家畜の所有者の責務（Ⅰ－1） : 関係法令の遵守等

★大臣指定地域に立ち入った者の衛生管理区域への立入制限（Ⅱ－14）

大臣指定地域：野生動物が口蹄疫等の家畜伝染病の病原体に感染したことが確認されているなど、家畜伝染病の発生リスクが高まっているものとして農林水産大臣が指定する地域（現在、国内で該当する地域はありません）

★安全な飼料の利用（Ⅱ－21）

大臣指定地域において収穫された農作物等を自ら飼料、敷料等に利用する場合は、家畜保健衛生所に助言を求め、指導に従うこと。

★衛生管理区域の考え方の明瞭化（Ⅰ－8）

★衛生管理区域内での猫等の愛玩動物の飼育禁止（Ⅰ－11）



★衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用（Ⅱ－16）

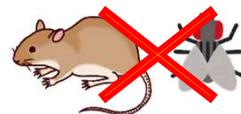


★衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等（Ⅱ－17）

降車時のフロアマットの使用等（靴底からの汚染防止）

★畜舎ごとに専用の靴を設置、または畜舎入口での靴の消毒（Ⅲ－24）

★ねずみ及び害虫の駆除（Ⅲ－29）



★衛生管理区域内の整理整頓及び消毒（Ⅲ－30）

★衛生管理区域から退出する人の消毒、搬出する物品の消毒等（Ⅳ－35）

令和3年10月1日施行

★放牧制限の準備（Ⅰ－9）

法に基づく放牧制限があった場合に備え、避難所の畜舎又は移動場所を確保

令和4年2月1日施行

★飼養衛生管理マニュアルの作成及び従業員等への周知徹底（Ⅰ－3）

→ マニュアル案は今後提示予定

南部家畜保健衛生所 TEL 04-7092-2304 FAX 04-7092-1434

※休日、夜間は転送されますので必ず5回以上のコールをお願いします。